

# 免税店を始めるにはどうすればいいの？

（経理課社員リサと顧問税理士サキ先生の税務問答）

税理士  
野川悟志

- リサ** 最近、外国人旅行者を見かけることが多くなりましたが、円安の影響もあるのでしょうか。
- サキ先生** 観光だけでなく、買い物が目的で訪日する方も多いですね。日本政府観光局(JNTO)の発表によれば、2014年の訪日外客数は1,300万人を突破したようで、過去最高だそうです。東京オリンピック・パラリンピック開催の2020年には、2,000万人を目指すとされていますね。
- リサ** 外国人旅行者の方には日本の電化製品や化粧品などが人気のようですが、販売の際に消費税を免税で販売することができる場合があると聞きました。どういう場合ですか。
- サキ先生** 「輸出物品販売場」で販売した場合は消費税をかけず免税で販売できる制度があります。これは、一般的には「免税店」と呼んだ方がなじみがあるかもしれません、外国人旅行者などの非居住者向けの消費税免税制度になります。免税店の数は、観光庁の発表によれば、2014年10月1現在で9,361店となっています。2013年4月1日現在の4,622店と比べると約2倍の伸びとなっていますので、事業者の方も関心が高いということでしょうね。
- リサ** なるほど「免税店」ですか。消費税が8%となった今では、それが免税になるのは、外国人旅行者にとっては、大きなメリットですね。この免税店を始めるには何が必要なのでしょうか。
- サキ先生** まず、事業者の納税地（一般的には、本店の所在地）の所轄税務署長に申請書を提出して、許可を受ける必要があります。
- リサ** 許可を受ければ、免税で販売できるのですね。販売の際に気を付けることはありますか。
- サキ先生** 販売の際には、パスポートなどを確認することも必要です。ほかに、例えば、電化製品やカバン、時計などは「一般物品」として、同一の非居住者に対して、同一の店舗における1日の一般物品の販売額の合計額が1万円を超える場合に、免税で販売できることになります。
- また、食料品や飲料類、化粧品などは「消耗品」として分類され、同様に、販売額の合計額が5千円を超え50万円までの範囲内の場合に、免税で販売できることになります。ただし、消耗品を販売する場合、開封されないようにするなど包装方法にも注意が必要です。
- リサ** なるほど、いろいろと気を付けなければいけないですね。
- サキ先生** 必要な手続きはありますが、このような制度を使って売上げがアップするのであれば、活用を検討したいですね。あと、税制改正で、2015年4月から免税店制度が一部緩和される予定です。現状は店舗ごとに免税販売手続きが必要ですが、商店街やショッピングセンターなど、店舗が集合しているような場合、第三者に免税販売手続きを委託することが可能となります。

## 「リサとサキ先生の税務問答」バックナンバー（執筆者）

- ①会社の慰安旅行で海外に行きたいけど大丈夫なの（野川）、②給与所得者の特定支出控除の特例の改正（互井）、③誤って印紙税を納付した場合、返してもらえるの（山端）、④1人当たり5,000円以下の飲食代は会議費なの（小池）、⑤残業した場合の食事の支給は課税されないので（河内）

### 筆者紹介

野川悟志（のがわ・さとし）

1965年生まれ。国税庁課税総括課、国税局法人課税課などを経て、東京都品川区で税理士登録。

近著「免税店のはじめ方」（税務経理協会）、「間違うと痛い！印紙税の実務Q&A」（共著、大蔵財務協会）など。HPは【しながわ税経事務所】で検索。

